

差押動産の使用・収益許可申請書

記載要領

- 1 「差押動産の使用・収益許可申請書」は、国税徴収法第60条第1項の規定により、徴収職員が差し押さえた動産の保管をさせる場合において、国税徴収法第61条第1項の規定に基づいて、その差押動産の使用・収益の許可を申請する場合に使用してください。
- 2 「申請者（滞納者）」欄は、申請者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）を記載してください。また、申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
なお、申請者が法人であり、かつ、納税者である場合は、「法人番号」欄に法人番号を記載してください。
- 3 「差押年月日」欄は、「差押調書謄本」に表示された差押年月日を記載してください。
- 4 「使用・収益の許可を申請する差押動産」欄には、差し押さえられた動産のうち、使用・収益の許可を求める財産の名称、数量、性質、所在及びその他の事項を記載してください。